# 長野県住宅供給公社一般行動計画

当公社は、職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境をつくることにより、その能力を十分発揮できるよう、次のとおり一般事業主行動計画を策定しました。

策定日 平成30年8月1日

計画期間 平成30年9月1日~平成35年8月31日

### 実施内容 【目標1】

計画期間内に、長野県住宅供給公社職員の育児休業等実施要領に該当する職員の、育児休業取得状況を、次の水準以上にします。

男性職員: 計画期間中に1名以上取得

女性職員: 取得率 80%以上

≪対策≫

男女とも育児休業取得が可能である旨を、該当職員に対し周知を行います。

## 【目標2】

計画期間内に、年次有給休暇の年間平均取得日数を 1 人 10 日 以上にします。

#### ≪対策≫

年次有給休暇取得促進のため、連続した休暇を計画的に取得するよう呼びかけを行います。

また、勤続年数 10 年以上の者に対しては、個別に既設のリフレッシュ休暇(5 年毎に連続して5 日間)の取得を促します。

#### 【目標3】

所定外労働の削減を進めるため、従来から実施している毎週水曜日のノー残業デーに加え、新たに毎週金曜日もノー残業デーに指定します。

#### ≪対策≫

週二日のノー残業デーについて周知を図り、確実に実施できる 職場環境づくりに努めます。